

令和5年11月15日  
都市整備政策部建築調整課

「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」及び「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則」の改正の検討について

## 1 主旨

区では、これまで一定規模以上の共同住宅等建築物の建築に対し、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（以下「住環境整備条例」という）を定めて良好な生活環境の維持および向上に取り組んできた。

区を取り巻く社会状況が変化しており、時代の要請に対応した共同住宅等を適切に誘導するため、住環境整備条例及び施行規則改正の検討を行う。

## 2 主な改正経緯

平成13年12月 住環境整備条例制定（集合住宅等指導要綱廃止）  
平成24年10月 指定建築物に長屋を追加  
平成29年 6月 駐車施設の代替緩和追加

## 3 改正の視点

今般共同住宅における駐車施設の利用率の低下や、宅配等の増加による路上駐車増加、大型電動自転車等身近な交通手段の多様化、歩きやすい街づくりへの需要などの新たな課題に対応した規定とすべく、駐車施設の設置に関する項目等の更新を検討する。

## 4 今後の予定

令和6年 2月 都市整備常任委員会（案の報告）  
3月 第一回区議会定例会（条例改正議案の提出）  
3月 改正条例公布  
6月 改正条例・同施行規則の施行